

# 横山幸次

区政報告  
ニュース

## 541

2014年6月22日  
発行 日本共産党区議団  
3802-4627  
fax 3806-9246  
✉ arajcp@tcn-cat  
v.ne.jp  
町屋相談室  
荒川区町屋5-3-5  
3895-0504  
✉ yoko1951@aol.jp

横山幸次区議のホームページ・ブログ・ツイッターをご覧ください。横山幸次で検索して下さい。

## 医療・介護総合法で介護サービス削減！ 老後の安心は？…区の役割が重要に

### 荒川区の 介護を考える

介護認定者数

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
2012年度	1,146人	905人	1,720人	1,442人	1,077人	1,049人	931人	8,270人
未現在	比率 13.9%	10.9%	20.8%	17.4%	13.0%	12.7%	11.3%	100.0%
2013年度	1,046人	1,032人	1,645人	1,548人	1,101人	1,053人	885人	8,310人
未現在	比率 12.6%	12.4%	19.8%	18.6%	13.2%	12.7%	10.6%	100.0%

居宅サービス(訪問介護)利用者(2013年度末)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
570人	711人	1,257	1,202	746人	538人	432人	5,456人



施設サービス入所者(2013年度末)

介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合計
707人 (特養など)	411人 (老健など)	113人	1,223人

### 日本共産党の6月会議代表 質問から(介護関連)

医療介護総合推進法と第6期高齢者プラン「地域包括ケアシステム」について

特養ホーム待機者、要介護1・2の入所制限や介護療養型医療施設の廃止に伴う生活と介護の確保策を問う。

区外の介護施設などに入っている人数を把握し区内に呼び戻すことが出来る計画が必要と考えるがどうか。

グループホームや小規模多機能などの宿泊の助成制度を検討すること。

すでに要支援認定者で生活支援ヘルパーを中止した人、社協のここにサービスの変更した人の人数を明らかにすること。

総量規制や介護報酬抑制のために小規模通所事業所の再編が計画されているが、保険者としての今後の対応を問う。

自立促進のための地域ケア会議は「介護保険卒業」の検討ではなく、「高齢者の尊厳の保持と生活保持」を据えなおすこと。検討ケースは介護度に関わらず現場からの必要性で行うこと。



6月18日、社会保障を変質させる医療・介護総合法が自公の賛成で成立。消費税増税と引き替えに、要支援の方の訪問・通所介護を保険給付から外し各自自治体の地域支援事業に、年金収入280万円以上の方の利用料を1割から2割負担へ、特養ホーム入所もその役割が問われます。区

は要介護3以上、介護施設入所者の負担軽減の縮小など決められました。どこから見ても社会保障・介護サービスの削減でしかありません。今後、サービスを低下を許さず、国に責任を果たさせる国民的運動が必要です。

同時に保険者である荒川区直し、区民の安心を確保することに力を尽くすべきです。区内の要支援は2000人以上、いま受けている訪問介護が維持されるのか、廃止される介護療養型医療施設に入所の方や要介護1、2の方の生活の場をどう確保していくのかなど課題は山積しています。荒川区政の施策の優先順位も見直し、区民の安心を確保することに力を尽くすべきです。

### 裏面 小規模企業振興基本法 と区内企業、6月議会...

## 定例法律相談会

7月2日(月)  
午後6時～8時  
横山区議事務所

弁護士と横山区議が相談をお受けします。秘密は厳守します。お急ぎの場合は、北千住法律事務所の相談日などご紹介します。

生活相談は、随時受け付けています。  
TEL&FAX 3895-0504  
不在時は、留守電へ、後で連絡します。  
区役所控室 3802-4627

### まちな話あれこれ

## 憲法解釈変更で集団的自衛権行使はダメ！ 「殺し殺される」国にしない…憲法9条を次の世代に

6月17日、閣議決定で「戦争する国」にするな・解釈で憲法をこわすな大集会に参加。予定はあったのですが、自公与党の協議が山場になっていくとき、できる場面で主権者としての意思表示をすることが責務だと思っただけです。集団的自衛権は我が国が認められてもいないのに、同盟国(アメリカ)と一緒になっ

て戦争することであり、憲法9条ではできないと歴代自民党政権もいつてきたものです。それを一内閣の勝手な解釈変更でできるようにする…これは憲法の上に特の首相を置く「独裁」的やり方に他なりません。戦争する国にしないことと、国民が時の権力を縛る立憲主義を守るかどうか正念場です。 横山幸次





# 小規模企業振興基本法では… 小企業の地域経済と雇用の役割に注目

荒川区の規模別事業所数

	総数	1～4人	5～9人	10～29	30人以上	派遣のみ
2001年	13,893	9,353(67.3%)	2,502(18.0%)	1,531(11.0%)	498(3.6%)	9(0.1%)
2006年	11,933	7,896(66.2%)	2,153(18.0%)	1,397(11.7%)	473(4.0%)	14(0.1%)
2009年	10,951	7,008(63.9%)	2,054(18.8%)	1,379(12.6%)	503(4.6%)	7(0.1%)
2014年	現在2014年7月1日を基準日にして調査中					
2001年は事業所・企業統計調査 以後は、経済センサス基礎調査による						

消費税 荒川税務署	2007年		2008年		2009年		2010年		2011年		2007 2011比	
	件数	億円	件数	億円	件数	億円	件数	億円	件数	億円	件数	億円
個人	2532	7.46	2495	6.87	2429	6.32	2220	6.25	1938	5.98	594	1.48
法人	5501	188.78	5416	193.13	5298	197.88	5237	195.85	5028	182.64	473	6.14
合計	8033	196.24	7911	200	7727	204.2	7457	202.1	6966	188.62	1067	7.62

**荒川区の消費税と事業者** この間の荒川区内の消費税課税事業者と納税額から地域経済の実態が見えてきます。区内の消費税課税事業者は、4年前は約8000で、消費税は約200億円納入していた。ところが、最新統計の2011年分では、約1000件も納入事業者が減少、額も7億円減少。増税前からこの状況でさらに、8%、10%ではどうなるのか…地域経済は深刻です。



これまでの「成長発展する企業」への支援だけでなく、区内小企業の持続的発展にむけ本格的な取り組みを。区内事業所の減少に歯止めがかかりません。実際地域経済の活力にも関係してきますが、2007年から2011年までの区内の消費税納税事業所を調べると1000も減少しています（左荒川税務署資料参照）。消費

税は、年間売上1000万円以上の1000も減少しています（左荒川税務署資料参照）。消費

策は、「成長発展する、やる気のある企業」に特化する傾向がありました。今通常国会に出された小規模企業振興基本法では、海外展開や成長発展とは無縁の小企業が、しっかりと地域に根ざし、地域を支え、雇用を守る存在に注目し、「事業の持続的発展」を第一義に考える支援を求めています。区内の操業環境の整備、ものづくりの集積をどう持続させるのか、そしてどう発展に結びつけるのか、今後の区の産業政策が問われます。

## 小規模事業者支援補助制度の活用を

4月から実施の「小規模事業者経営力強化支援事業」は、区内小規模事業者の経営支援で設備投資に100万円限度に4分の1を補助します。現在問い合わせは40件、交付決定5件で、まだまだ知られていません。予算は1億円を用意しています。問い合わせ先 区役所6階経営支援課 3803-3111内線459

例えば…肉のスライサーや冷蔵保管庫の交換・LED交換・店舗改修やエアコンの交換なども対象になります。

## 荒川区議会6月会議の日程など

通年議会になり6月会議が25日～7月11日まで開催されます。

区長提案の予定議案は、区民運動場の工事に3億3千万円の契約（予定価格の76%（最低制限価格）すれすれで、同額業者2社が抽選。）低入札でくじ引きでは、業者も大変。消費税増税と取得税廃止の穴埋めに、バイクや軽自動車税の値上げで約1500万円増税。尾久地域の高さ制限・敷地最低限度を60m

- 6月25日（水）9時30分～ 全員協議会
- 10時～ 本会議
- 各党一般質問
- 11時～ 共産党安部キヨ子区議
- 26日（木）10時～ 本会議 一般質問他
- 7月1日（火）10時～ 総務企画委員会、福祉区民委員会
- 2日（水）10時～ 幹事長会、議運委員会
- 3日（木）10時～ 文教子育て支援委員会、建設環境委員会
- 4日（金）～6日 伝統工芸技術展
- 8日（火）10時～ 幹事長会、議運委員会
- 11日（金）9時30分～ 全員協議会
- 10時～ 本会議

などの改定。三河島駅開発ピルの駐輪場管理の指定管理者などです。

みなさんのご意見、ご要望をぜひお寄せ下さい



## 小規模企業振興基本法とは…

従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の小規模企業が地域経済の支え手として、また雇用の担い手として大きな役割を發揮していることに着目し、事業の持続的発展を支援する施策を、国・地方公共団体などが連携して講じるよう求める新法。法律のポイントは…

小規模企業は、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」が重要だと位置づけている。大企業の多国籍企業化による産業の空洞化や長引く内需不振の中、事業を維持していること自体に意義があるという考え方。

小規模企業を、単に個別に支援するにとどまらず、商業集積や産業集積に果たす役割を評価し「面」として支援する必要性を述べている。

従業員5人以下の「小企業者」に着目し、小規模企業の9割を占める小企業者の振興が必要だとしている。個人事業主や家族経営の零細業者は地域経済を支える主体でありながら、事業所としての組織体制が脆弱（ぜいじゃく）で外部環境の変化に弱いいため、より個々の状況に寄り添った支援が求められる。

今後の区の産業振興策も見直しが迫られます。